

円山動物園チンパンジー館屋外放飼場修繕業務仕様書

1 目的

本業務は、チンパンジー館屋外放飼場の既存構造物・設置物の修繕・交換を行い、チンパンジーの適切な飼育環境を確保することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 本業務は、札幌市円山動物園チンパンジー館屋外放飼場の修繕を行うものである。
- (2) 本業務の実施に当たり、作業上の安全対策はもちろんのこと、園内動物の状態や天候によっては作業を中断又は中止する場合や、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急対応等の発生時の作業中断等にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて本市担当職員の指示による。

3 業務実施期間

契約書に示す日から令和3年11月30日まで

4 業務対象施設

札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）
チンパンジー館

5 業務内容（別紙図面参照）

- (1) タワーロープ撤去及び新設
既設のロープ（18本）を撤去し、ビニロン製φ30のロープ（18本）を同位置に新設する。また、ビニロン製φ30のロープ（12本）を動物専門員の指示する場所に新設する。
なお、これらのロープの新設にあたっては、ロープ両端にシングル及びシャックルを取り付け、ワイヤークリップを用いて頑強に固定し、ロープ張力を動物専門員と調整しながら新設すること。
- (2) 既設タイヤブランコ撤去

既設のタイヤブランコ（ロープ 3,800×2 本、タイヤ径 φ 600）を、取付金物を含めて撤去する。

(3) 既設丸太撤去

既設の赤松丸太 3 本（φ 250×6,000、φ 240×5,000、φ 350×7,500）を撤去する。

(4) 丸太新設

支給する赤松丸太 3 本（φ 450×6,500、φ 300×6,500、φ 450×1,900）を動物専門員の指示する場所へ設置する。

(5) 日除け用消防ホース新設

消防ホース、取付金具（いずれも支給品）を動物専門員の指示する 2 か所に設置する。

(6) 既設ネット撤去

タワー最下部の既設ネットを撤去する。

(7) チンパンジーデッキ庇・床撤去及び新設

デッキの庇 4 基、床 4 基について半割丸太を撤去し、防腐剤加圧注入加工されたトドマツ半割丸太の新設を行う。

(8) チンパンジーデッキ手摺部補強

デッキ手摺部について、溶接、タッチアップ等の補強を行う。

(9) チンパンジータワー基部ケレン及び塗装

タワー基部について、ケレンの上防錆処理及び塗装を行う。

(10) シーリング撤去及び新設

壁面入隅部及び壁面目地部について、シーリングの撤去及び新設を行う。

5 共通事項

- ・ 獣舎内の立入作業には、動物の状態により作業時期に注意点・制約が必要となることから、作業計画を担当者と綿密に協議すること。
- ・ 塗装する場合については、塗色は委託者の指定色とする。
- ・ 引き渡された業務目的物が、種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、速やかに無償で修理に応じること。

- ・ 獣舎内の往来については、担当係員の指示に従うこと。
- ・ 作業時間は原則 9 : 00 ~ 16 : 00 とする。
- ・ 本業務に伴って発生した処分材については、業務主任と協議の上、園内の指定する場所まで小運搬すること。
- ・ その他詳細は業務主任の指示による。

6 業務実施における一般事項

(1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できるようにすること。

(2) 円山動物園の敷地内すべて全面禁煙である。

(3) 盗難、火災等の発生に注意すること。

なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。

(4) 拾得物を発見した場合は、ただちに委託者に届け出ること。

(5) 受託者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。

(6) 安全の確保について

作業の実施にあたっては、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

(7) 作業実施について

作業実施に伴う騒音や振動等により、動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また動物の入院・出産等により一時的に作業を中断することもある。

(8) 車両の入構について

園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め委託者の許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、委託者と

十分協議を行ったうえで行うこと。

(9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。

(10) 作業報告

工程の進捗報告、疑義の解消、情報共有を行うための打合せを適宜行うこと。

(11) 感染症予防対策

新型コロナウイルス等の各種感染症予防対策を徹底すること。

7 環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

8 提出書類

契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 業務責任者等指定通知書
- (2) 作業工程表

以上の書類については着手後速やかに作成し、各ページを割印、または袋とじにして表紙・裏表紙で割印し、提出すること。

- (3) その他、委託者の指示するもの

なお、業務が完了した時は、ただちに業務写真帳及び完了届を提出すること。

9 その他

本業務の実施に関しての疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。また、技術的に必要と思われることはすべ

て行うこと。